

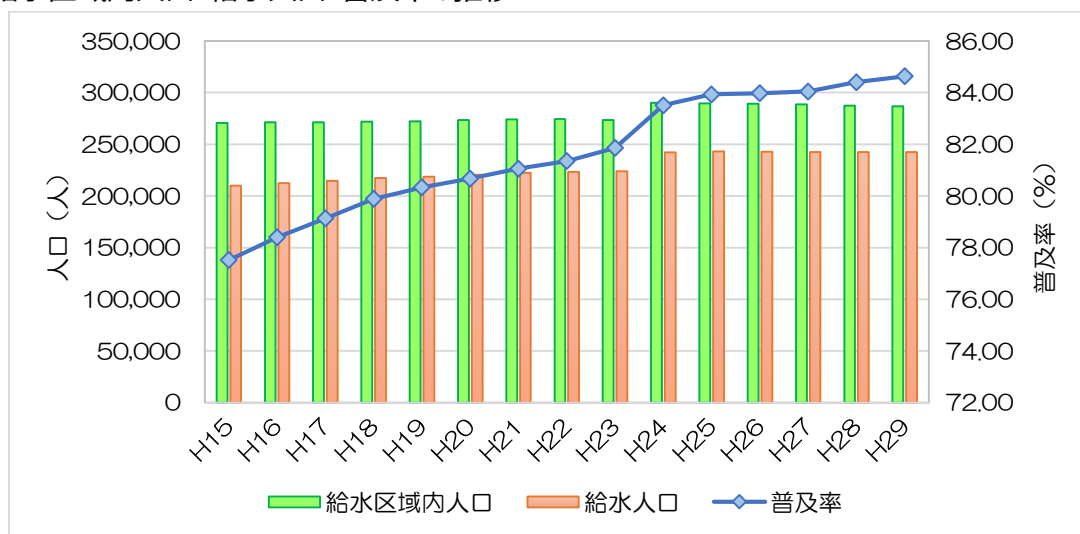
茨城県南水道企業団の運営状況

※本資料における図表やデータにつきましては、特に出典元の明記がない場合、「茨城県南水道企業団 水道事業会計決算書」「茨城県南水道企業団 水道事業年報」「水道事業経営指標（日本水道協会）」「水道料金表（日本水道協会）」「市町村公営企業財政実態資料（茨城県）」のいずれかによります。また、特に年度の明記がない場合は、平成 29 年度のデータを使用しています。

※類似団体の類型区分は「水道事業経営指標」の分類を基におこなっており、平成 29 年度における当企業団の類型区分は“b2”の区分となっています（水源は受水を主とするもの／給水人口規模は 15 万人以上 30 万人未満のもの／有収水量密度が全国平均未満のもの）。

1. 水需要の推移

(1) 給水区域内人口・給水人口・普及率の推移



給水人口 (人) = 給水区域内の平均世帯人数 × 給水戸数

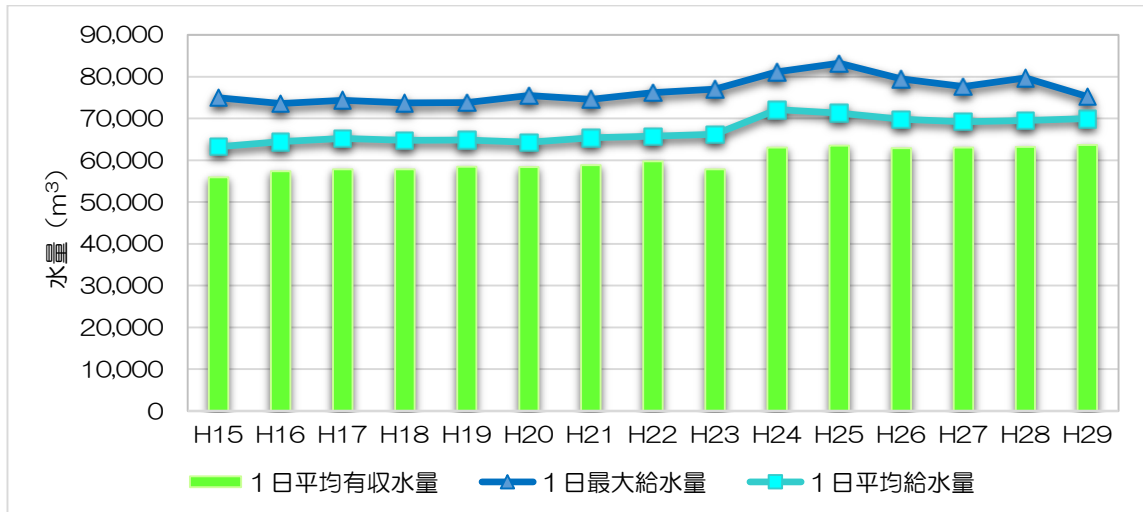
※ 給水人口は、市町ごとに算出しています。

$$\text{普及率 (\%)} = \frac{\text{給水人口}}{\text{給水区域内人口}} \times 100$$

近年の給水区域内人口及び給水人口につきましては、平成 24 年度の利根町水道事業統合の影響により増加していますが、近年は横ばいから減少傾向を示し始めています。今後はさらに減少傾向が強まり、給水収益に大きく影響していくことが予想されます。

普及率につきましては、宅地開発や集合住宅の建設、自家水道からの切り替え世帯などにより、年々わずかながら増加していますが、全国平均や類似団体平均と比較して低い水準となっています。

(2) 給水量の推移

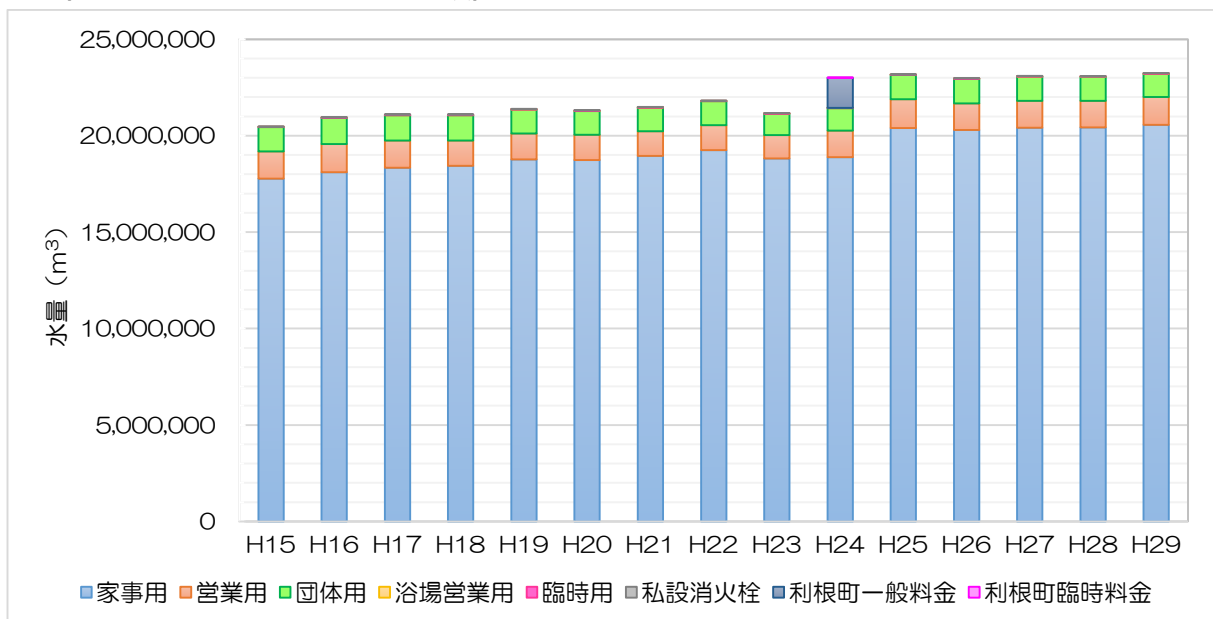


- ※ 1日最大給水量…1年間で最も配水場から上水道を送り出した日の水量。
- ※ 1日平均給水量…1年間で配水場から送り出した上水道の1日当たりの平均水量。
- ※ 1日平均有収水量…1年間で配水場から送り出した上水道の1日当たりの平均水量から無効水量（漏水水量や減免水量など）及び無収水量（消防用水・管洗浄用水・水質保全用水など）を差し引いた水量

1日最大給水量、1日平均給水量、1日平均有収水量ともに、利根町水道事業の統合により増加しましたが、その後は減少が続いています。

今後の見通しとしては、節水機器の普及や節水意識の高まりによる使用水量の減少により減少傾向が見込まれる中、大口需要者の地下水利用や人口減少に伴って、水需要や給水収益が大幅に減少していくことが見込まれます。独立採算を原則とする水道事業におきましては、総収入の90%近くを占める給水収益の減少は、今後の経営を急速に悪化させる可能性が高くなっています。

(3) 有収水量の推移（用途別内訳）



家事用水量は微増を続けていますが、営業用・浴場営業用水量は横ばい、団体用水量が減少傾向にあります。また、当企業団の特徴として、宅地開発が盛んな地域性であったことから、他の団体と比較して家庭用生活用水の比率が非常に高い傾向があります。

2. 経営状況

(1) 現行の水道料金（税抜）

種別	料率 用途	水道料金（1ヶ月につき）			
		基本料金		超過料金	
		水量	料金	水量	料金
専用	家事用	10 m ³	1,400 円	1m ³ につき	210 円
	営業用	20 m ³	4,700 円	1m ³ につき	360 円
	団体用	20 m ³	4,700 円	1m ³ につき	360 円
	浴場営業用	50 m ³	7,000 円	1m ³ につき	210 円
	娯楽用	10 m ³	2,350 円	1m ³ につき	360 円
	臨時用	1 m ³	700 円	1m ³ につき	700 円
共用	共用用	10 m ³	1,400 円	1m ³ につき	210 円
	公共施設消火栓	1m ³ につき 360 円			
	私設消火栓				

※ 料金は上表に掲げる基本料金及び超過料金の合計額に、消費税率 10% を乗じて得た消費税額を加算した額とする。ただし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

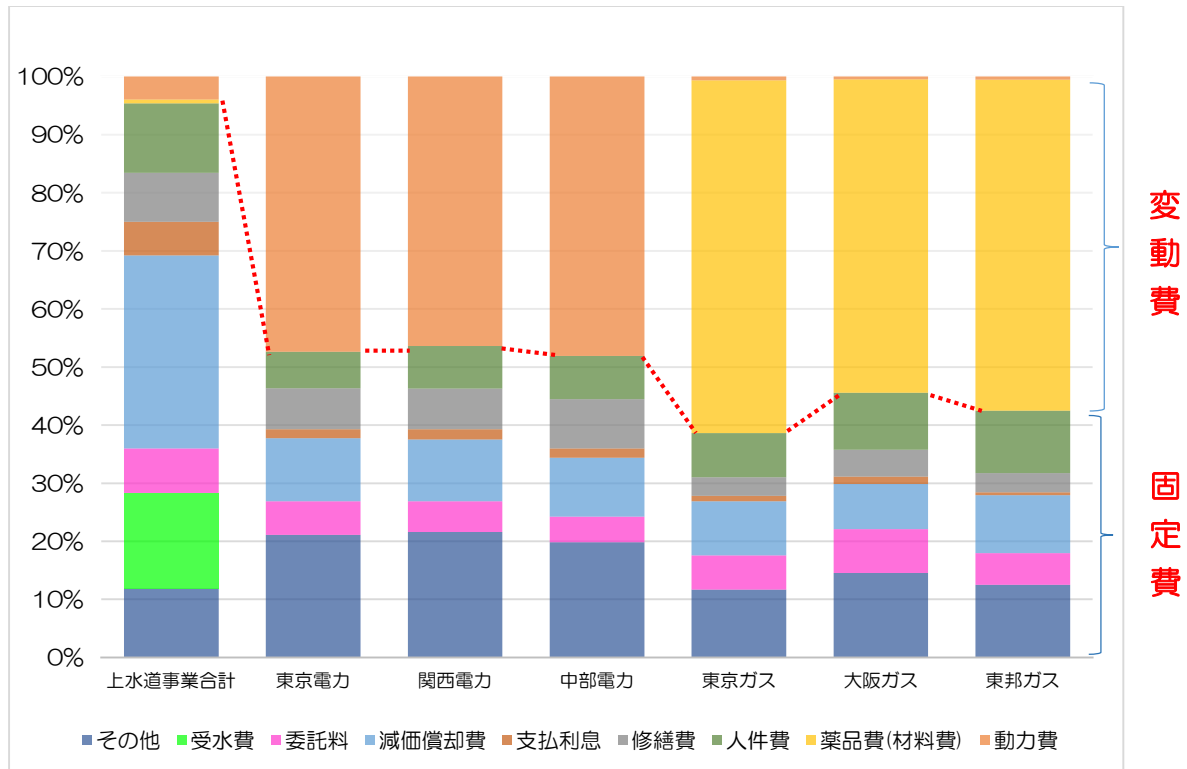
(2) 料金改定の推移

時期	内容	主な改定内容
昭和 38 年 10 月 7 日	給水条例制定により水道料金制定	茨城県からの受水購入単価が決定していなかったため、量水器使用料金のみ制定。
昭和 39 年 5 月 16 日	水道料金改定	用途別料金体系基本料金、超過料金の額を制定。
昭和 42 年 4 月 1 日	水道料金改定	改定により料金値上げ。
昭和 51 年 5 月 1 日	水道料金改定	改定により料金値上げ。
昭和 53 年 4 月 1 日	水道料金改定	改定により料金値上げ。
昭和 57 年 5 月 1 日	水道料金改定	改定により料金値上げ。
昭和 59 年 5 月 1 日	水道料金改定	改定により料金値上げ。
平成 元年 6 月 1 日	消費税導入	国の施策により消費税導入に伴って料金据え置きとして消費税率 3% を乗じて得た額を消費税額とした。

時 期	内 容	主な改定内容
平成 9 年 9 月 1 日	消費税率の変更	国の施策により消費税率が5%となったことによる。
平成 20 年 10 月 1 日	量水器使用料を廃止	基本料金額、超過料金額は据え置き。料金体系も変更していないが、量水器口径により徴収していた量水器使用料のみを廃止とした。
平成 24 年 4 月 1 日	利根町水道事業統合	統合後の調整のため、これまでの給水区域（龍ヶ崎市・取手市・牛久市）及び利根町の料金はそれぞれ据え置きとして料金体系を2本立てのまま統一を進めることとした。
平成 25 年 4 月 1 日	水道料金統合	利根町地区の水道料金についても、統合以前の企業団水道料金に統一。
平成 26 年 4 月 1 日	消費税率の変更	国の施策により消費税率が8%となったことによる。
令和 元年 10 月 1 日	消費税率の変更	国の施策により消費税率が 10%となったことによる。

以上のとおり、実質的に昭和 59 年の改定を最後に、実質的な水道料金の見直しをおこなっていない状況となっています。

(3) 他事業者との費用構成比較



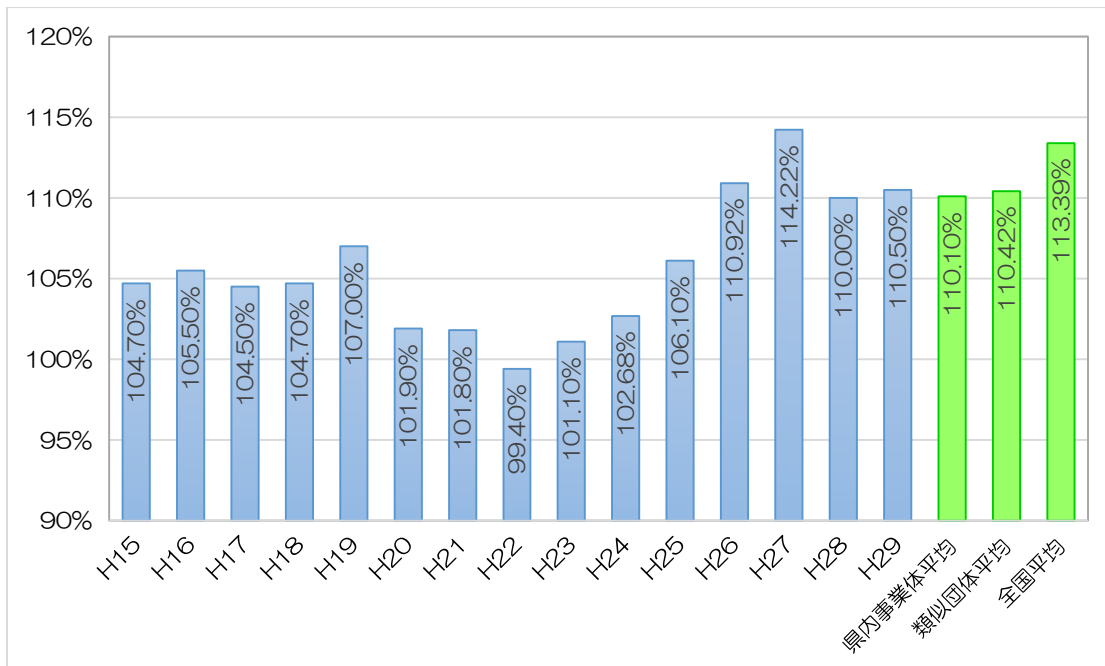
(単位：百万円)

	上水道事業 合計	電力事業			ガス事業		
		東京電力	関西電力	中部電力	東京ガス	大阪ガス	東邦ガス
変動費	109,288	2,632,042	1,231,097	1,131,622	698,215	375,528	170,568
動力費	93,454	2,632,042	1,231,097	1,131,622	7,144	3,268	1,597
薬品費(材料費)	15,834	0	0	0	691,071	372,260	168,971
固定費	2,265,101	2,924,974	1,423,487	1,222,701	439,734	314,285	126,036
人件費	284,345	350,418	195,129	175,235	86,835	67,724	31,836
修繕費	199,655	389,969	185,351	200,961	36,354	31,739	9,878
支払利息	138,033	87,252	46,790	36,947	10,513	8,678	1,543
減価償却費	788,145	603,775	281,790	239,356	106,304	53,669	29,544
委託料	183,101	322,119	140,406	103,482	66,818	52,005	16,179
受水費	390,310	0	0	0	0	0	0
その他	281,512	1,171,441	574,021	466,720	132,910	100,470	37,056
合計	2,374,389	5,557,016	2,654,584	2,354,323	1,137,949	689,813	296,604

出典：厚生労働省水道課調べ

この表のとおり、水道事業は設備投資に係る費用の割合が大部分を占めているため、固定費の比率が非常に高くなる特徴があります。このため、水量に伴って増減する純粋な変動費は、全体の5%程度しかないことがわかります。

(4) 経常収支比率

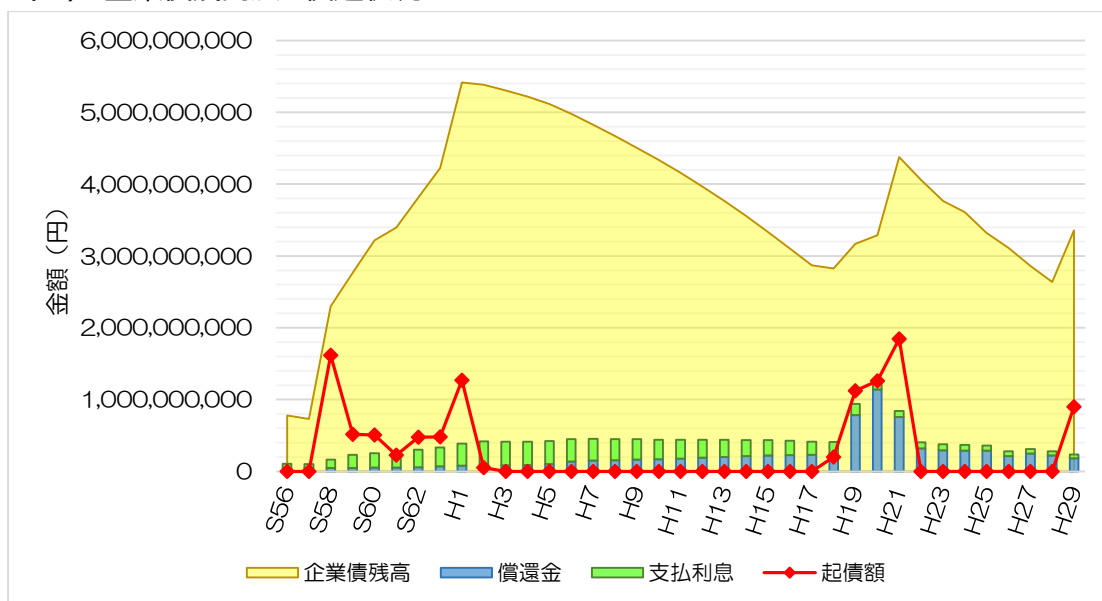


$$\text{経常収支比率 (\%)} = \frac{\text{営業収益} + \text{営業外収益}}{\text{営業費用} + \text{営業外費用}} \times 100$$

経常収支比率…経常費用が経常収益によってどの程度賄われているかを示す指標。この比率が高いほど経常収益率が高いことを表し、これが100%未満であることは、経常損失が生じていることを意味する。

経常収支比率は年々、数値が向上しており、現在は全国平均を下回るものの、県内事業体及び類似団体と同水準まで改善することができました。これは、職員採用抑制や事業抑制、その他の費用削減などの効果が表れ、また同時期に利根町水道事業統合などにより、有収水量が増加したことが要因となっています。その後は全国平均を下回るものの、県内事業体平均及び類似団体平均と同水準で推移しており、100%を超えていることから、おおむね良好な状況となっています。

(5) 企業債残高及び償還状況

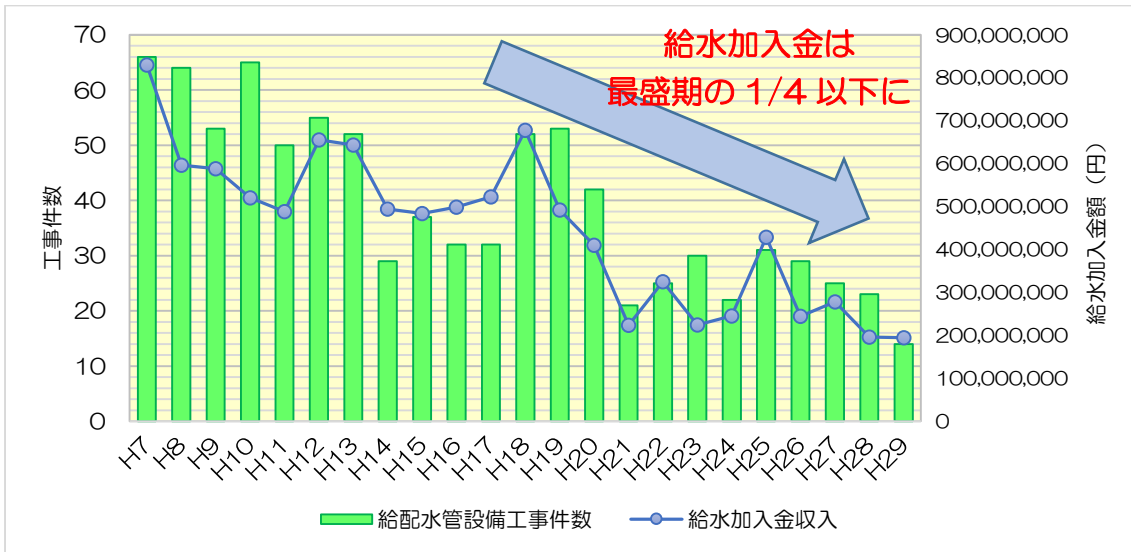


高度経済成長期におきましては、給水人口や水需要の増加に応じて設備投資をおこなうため、企業債を発行しながら拡張事業を進めてきました。

その後は、宅地開発の停滞や水需要の伸びが鈍化してきたことにより、起債を控えてきました。平成19年から平成21年にかけては、繰上償還をおこなうことで支払利息の縮減に努め、その後は内部留保資金の確保のため事業を抑制し、それに伴い企業債を発行せず、自己資金内の事業運営をおこなってきました。

このように、近年の抑制効果により企業債の未償還残高は減少していますが、その影響で更新事業が滞ってしまったことから、更新事業の資金確保のため、平成29年度より毎年約10億円規模の起債を続けており、今後その償還と利息の支払いが、財政収支に大きな影響を及ぼしていくこととなります。

(6) 宅地開発に伴う給配水管設備工事件数と給水加入金収入の推移

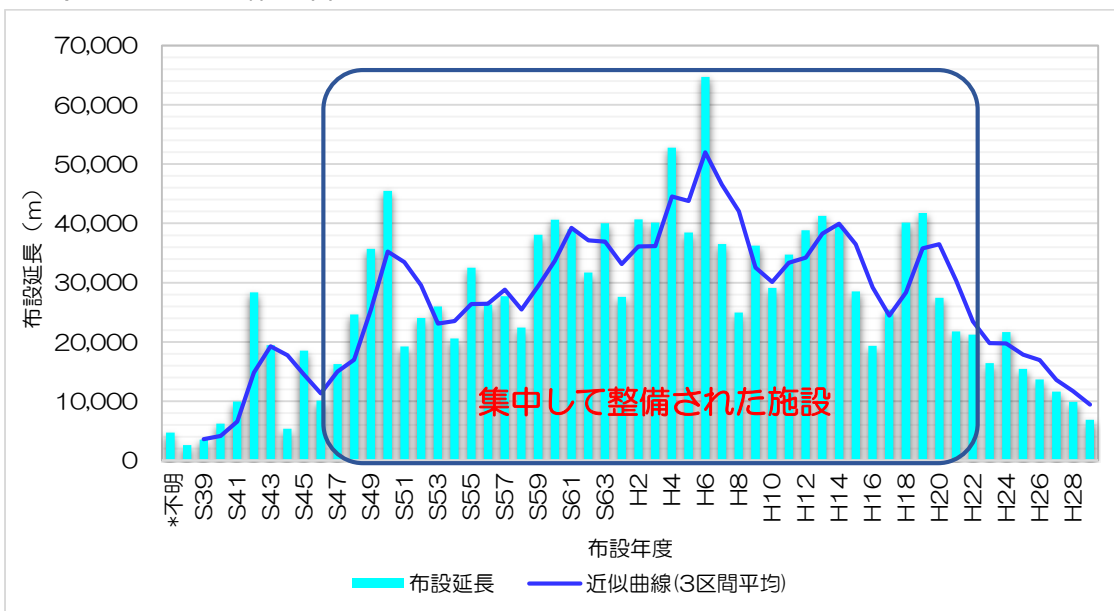


- ※ 給配水管設備工事とは、宅地開発や貯水槽水道による集合住宅への給水などの多量給水に係る給水装置工事をいう。
- ※ 給水加入金は、新たに水道を引き込む新設工事や給水管の口径を増径する改造工事の際に納付していただくもので、施設の整備、維持管理のための経費の一部として充当されるもの。また、新規利用者と従来からの利用者との負担公平を期すための措置。

この表が示すとおり、宅地開発や大規模集合住宅建設の減少に伴って、給水加入金収入が減少しています。当企業団給水区域内の大きな特徴であった宅地開発等が、急激に減少しており、これらが要因となって、最盛期に年間8億円以上あった給水加入金収入は、四分の一以下まで激減しています。

3. 施設の状況

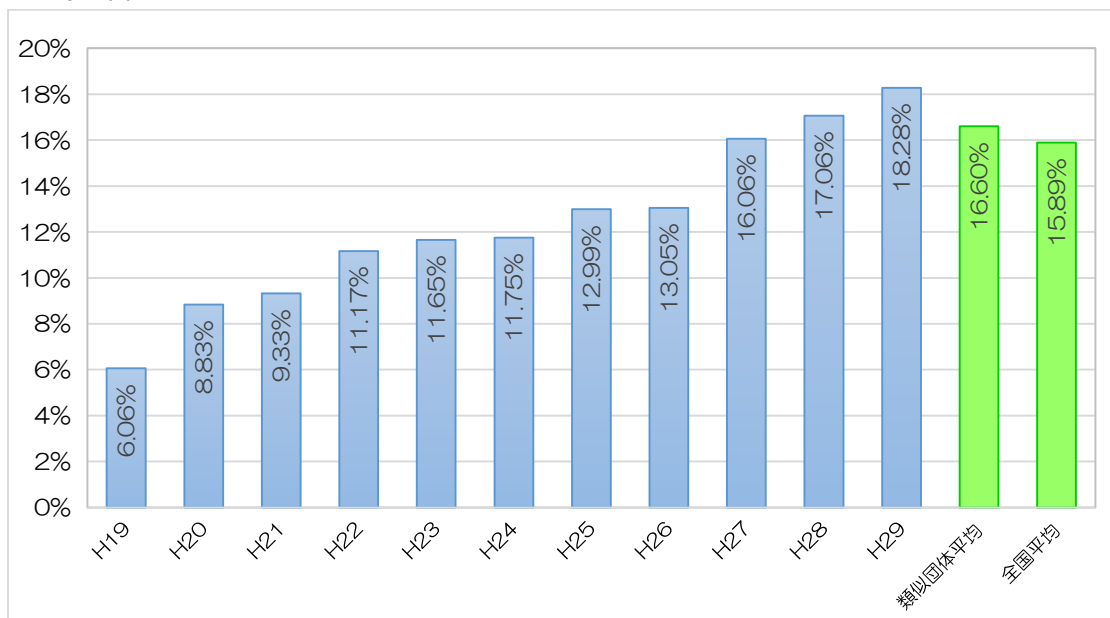
(1) 布設年度別配水管路延長



この表が示すとおり、昭和 40 年代後半から平成 5 年のバブル景気崩壊頃までの時期に集中して施設整備がおこなわれており、現在既にこれらの施設が更新時期に突入しています。さらに今後 5 年を経過する頃から更新需要が急激に増加し、一斉に更新時期を迎えることとなります。

このように、既に更新需要は高まりを見せており、これらに必要な財源の確保が不可欠となっています。

(2) 管路経年化率



$$\text{管路経年化率 (\%)} = \frac{\text{法定耐用年数を超えた配水管路延長}}{\text{配水管路総延長}} \times 100$$

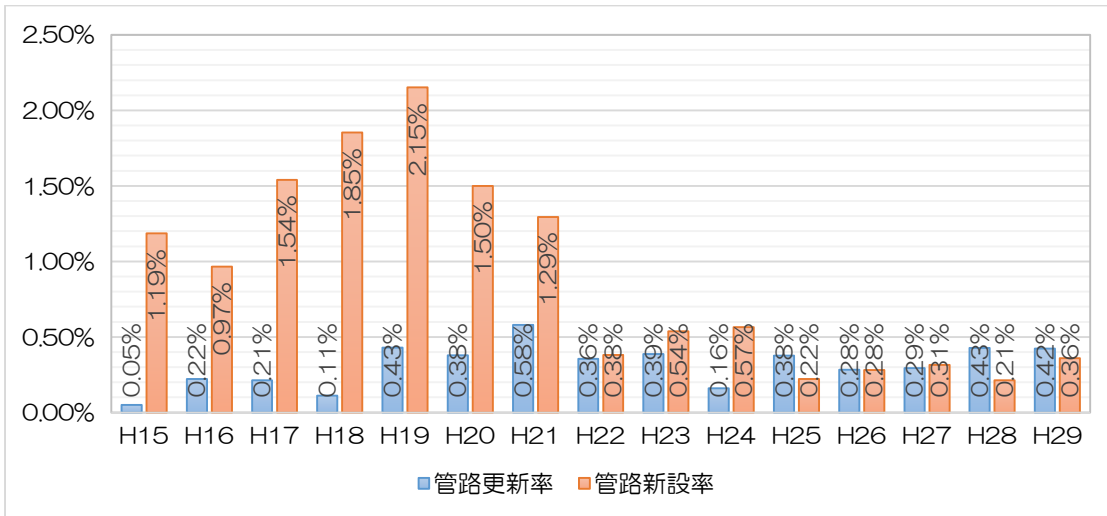
管路経年化率…法定耐用年数を超えた管路延長の割合を表す指標で、管路の老朽化度合を示している。数値が高い場合は、法定耐用年数を経過した管路を多く保有しており、管路の更新等の必要性を推測することができる。

事業抑制の影響により更新事業が進まず、経年化率が上昇を続けた結果、類似団体平均や全国平均を上回る数値を示しており、既に耐用年数を超過して更新時期に突入している施設が多くあります。

また、1980 年代から 1990 年代にかけて集中して整備してきた管路につきましては、今後、耐用年数を過ぎるものが急激に増加していくことがわかっており、毎年約 40 km ずつ経年管が増加していきます。

現状の財政状況と人員体制では、法定耐用年数に合わせて更新していくことは困難なことから、個々の使用限界年数の基準を定め、それに基づいた施設の延命化及び更新をおこなうこととしています。

(3) 配水管の更新率及び新設率



※ 平成 15 年度以前の数値が低くなっている原因は、平成 15 年度以前の制度においては原因者負担による配水管布設替工事をおこなっていたことによる。

$$\text{配水管の更新率 (\%)} = \frac{\text{1 年間で更新した配水管路延長}}{\text{配水管総延長}} \times 100$$

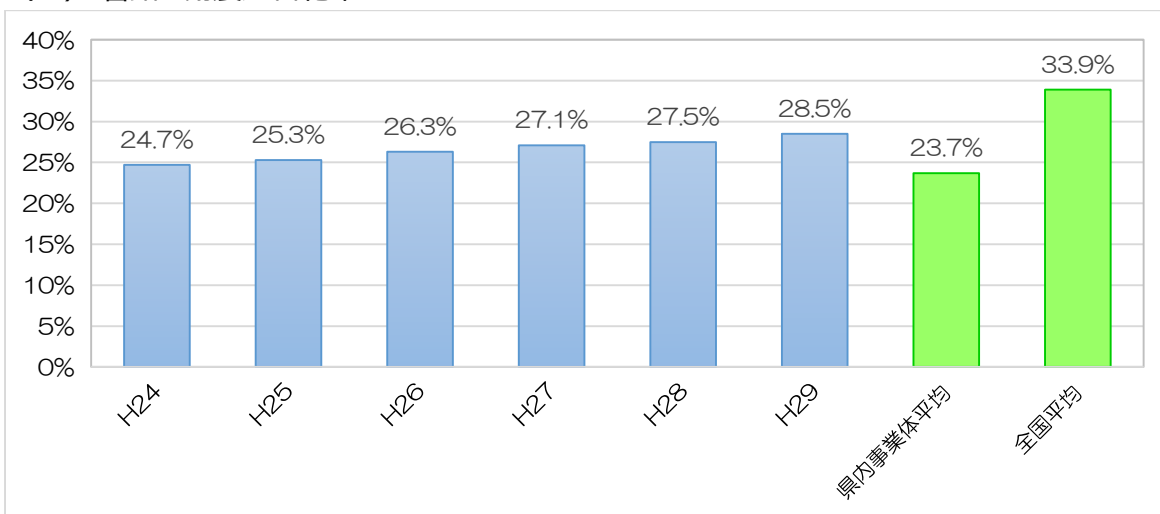
$$\text{配水管の新設率 (\%)} = \frac{\text{1 年間で新設した配水管路延長}}{\text{配水管総延長}} \times 100$$

平成 21 年度までは、普及率向上のため、配水管の新設工事を多くおこなってきましたが、内部留保資金の減少に伴って新規事業の抑制をおこなったため、平成 22 年度以降は低い水準で推移しています。

また、配水管の更新工事につきましても、更新需要の高まりがありながら、低い伸び率で推移しています。

更新率につきましては、年間 1%ですべての管路を更新するのに 100 年かかることとなりますが、近年の 0.4% 程度では 250 年かかる計算となり、更新が進んでいないことが指標から読み取れます。

(4) 管路の耐震適合化率



$$\text{管路の耐震適合率 (\%)} = \frac{\text{耐震適合性のある管路延長}}{\text{配水管路延長}} \times 100$$

管路の耐震適合率…配水管の管路延長に対して耐震性能を有する耐震管及び耐震適合管の占める割合を示したものの。

管路の耐震適合率につきましては、年々 1 % 程度上昇していますが、県内事業体平均を上回っているものの、全国平均を下回っている状態となっています。

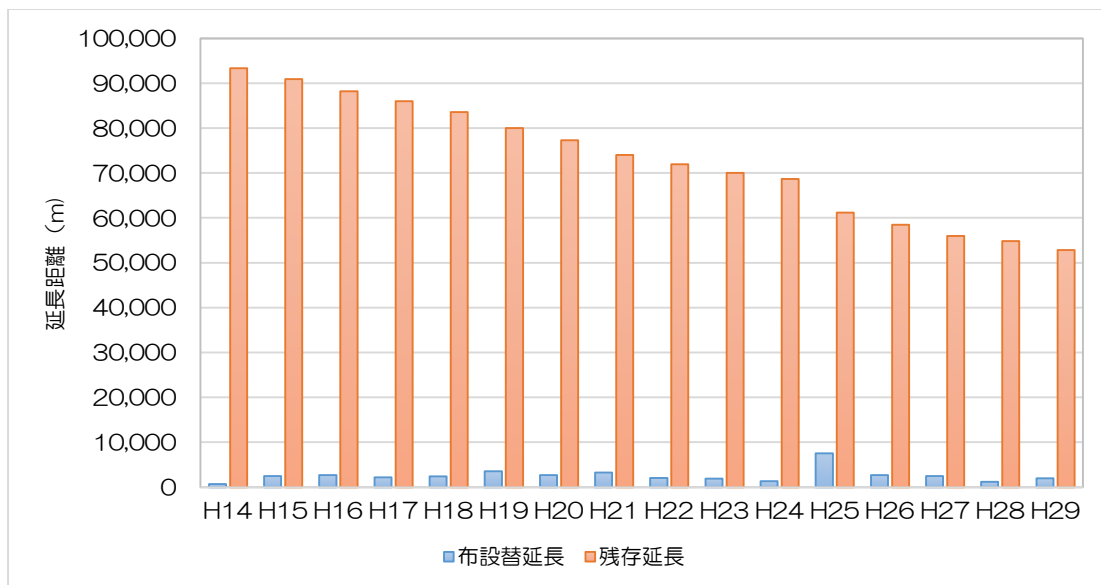
現在、配水管の更新をおこなう場合、すべて耐震適合性能を有する管に交換しているため、更新事業が進んでいけば比率が上昇していくこととなります。

国内において、近年発生している地震災害におきましては、管の性能や劣化状況などが要因となって、より古い管路の被害が大きくなっている傾向が示されており、特に布設後 30 年以上を経過した管に被害が集中していたことを表すデータも示されています。

非耐震管の中には、災害に弱いどころか経年劣化により亀裂が生じたり、破断してしまう可能性のある石綿セメント管（ACP）や硬質ポリ塩化ビニル管（VP）を多く含んでいます。

このように、災害に備えていかなければならない現状におきましては、全体の 7 割を超える非耐震管について、早急に更新して耐震化を進めていかなければならないと考えています。

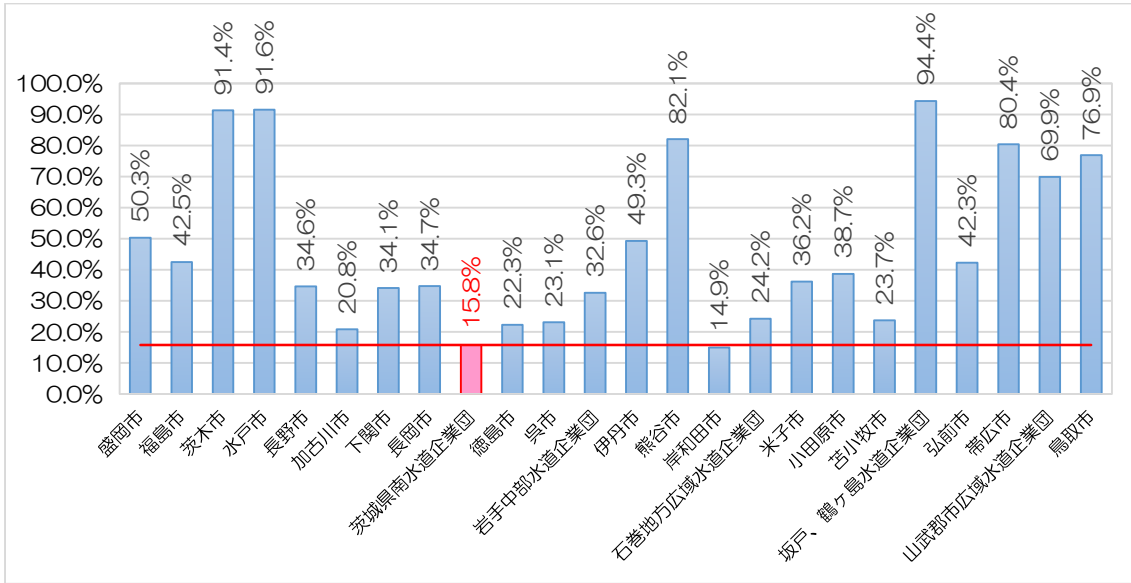
（5）石綿セメント管の残存状況



石綿セメント管の更新につきましては、最優先の課題として取り組んでいますが、一向にペースを上げられない更新率により、年間 2 km 程度しか更新できておらず、未だ約 53 km が残存している状態となっています。

石綿セメント管は、管体強度が低く、継ぎ手も脆弱であり、さらには水道水内の塩素による浸食により劣化が早いことが特徴とされています。このような特徴により、管や継手の劣化、外部からの衝撃などにより漏水や破断が多く発生する可能性が高くなっています。管口径が大きな管にも利用されているため、漏水した際の市民生活への影響が大きくなる可能性も高いことから、早急に耐震管への布設替えをおこなう必要があります。そのため、管路更新の最優先課題と捉え、令和 10 年度末までの 10 年間で全ての石綿セメント管を更新することを目標とします。

(6) 配水池の耐震化率



※ 比較対象は、日本水道協会の調査により水道事業ガイドラインに基づいた業務指標を公表しているとされる事業体のうち、給水人口 15 万人～30 万人規模の事業体とした。

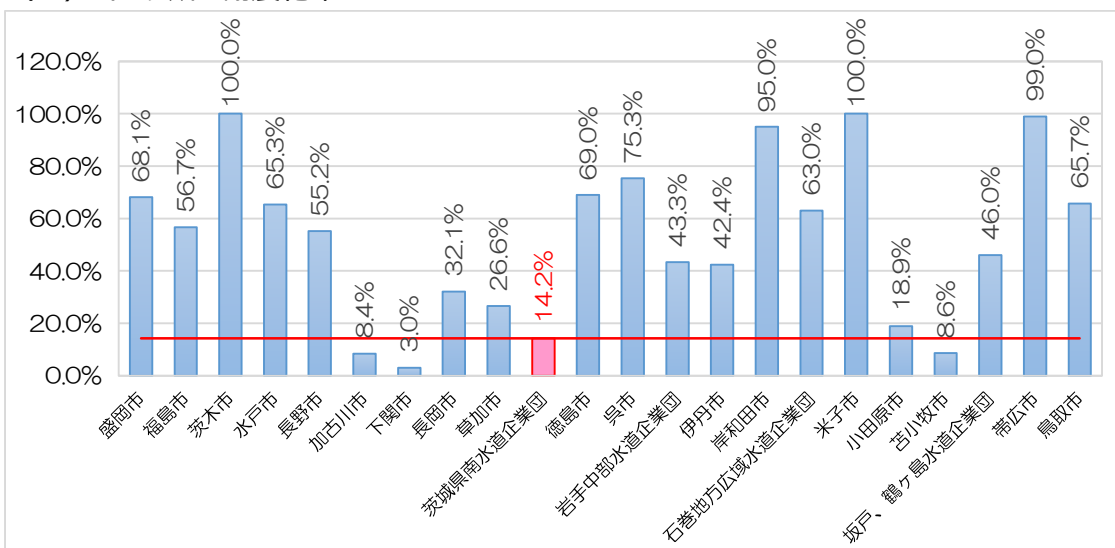
出典：「水道事業ガイドラインに基づき公表された業務指標（P1）」（日本水道協会）より

$$\text{配水池の耐震化率 (\%)} = \frac{\text{耐震対策の施された配水池有効容量}}{\text{配水池等有効容量}} \times 100$$

配水池の耐震化率…配水池全体の有効容量に対して、耐震対策の施された配水池の有効容量の占める割合を示したものの。

上表のとおり、他の事業体と比べて配水池の耐震化が遅れていますが、配水施設の耐震補強や更新には多額の費用が必要となるため、順次耐震診断をおこないながら補強や建替えを進めていきます。

(7) ポンプ所の耐震化率



※ 比較対象は、日本水道協会の調査により水道事業ガイドラインに基づいた業務指標を公表しているとされ

る事業者のうち、給水人口 15 万人～30 万人規模の事業者とした。

出典：「水道事業ガイドラインに基づき公表された業務指標（P I）」（日本水道協会）より

$$\text{ポンプ所の耐震化率（％）} = \frac{\text{耐震対策の施されたポンプ所能力}}{\text{耐震化対象ポンプ所能力}} \times 100$$

ポンプ所の耐震化率…配水ポンプの施設能力に対して、耐震対策の施された配水ポンプの施設能力の占める割合を示したもの。

ポンプ所も配水池と同様、耐震化率は他の事業者を大きく下回っており、早急な耐震対策が不可欠となっています。配水施設は水道供給の心臓部であり、災害に備えて万全の対策を講じる必要があります。

（８）配水施設の経年化及び更新状況（平成 29 年度末時点）

施設名称	主要構造物	建設時期 (西暦)	耐用 年数	更新基 準年数	使用期間 (年間)	経年化評価
若柴配水場	事務所棟	1983	50	70	35	今後 10 年間更新の必要なし。
	同 増設分	2001	50	70	17	//
	管理棟（1系） (変電室・ポンプ室含む)	1983	50	70	35	今後 10 年間更新の必要はありませんが、耐震診断をおこなう必要があるため、その結果により改修が必要となる可能性があります。
	配水ポンプ棟	1964	50	70	54	新管理棟へ移転するため解体中。
	3号配水池	1983	60	73	35	今後 10 年間更新の必要はありませんが、耐震診断をおこなう必要があるため、その結果により改修が必要となる可能性があります。
	4号配水池	2005	60	73	13	今後 10 年間更新の必要なし。
牛久配水場	管理棟	2011	50	70	7	今後 10 年間更新の必要なし。
	変電室	2010	50	70	8	//
	1号配水池	1974	60	73	44	今後 10 年間更新の必要はありませんが、耐震診断をおこなう必要があるため、その結果により改修が必要となる可能性があります。
	2号配水池	1984	60	73	34	//
	3号配水池	1993	60	73	25	//
戸頭配水場	事務所棟	1974	50	70	44	耐震性がなく、施設の劣化も激しいことから、廃止予定（解体中）。
	変電室	1983	50	70	35	耐震性がなく、施設の劣化も激しいことから、解体して建替え予定。
	管理棟	1974	50	70	44	//
	配水ポンプ棟 (戸頭団地系統)	1983	50	70	35	今後 10 年間更新の必要はありませんが、耐震診断をおこなう必要があるため、その結果により改修が必要となる可能性があります。
	配水ポンプ棟 (取手市内系統)	1997	50	70	21	//
	1号配水池	1974	60	73	44	//

施設名称	主要設備	設置時期 (西暦)	耐用 年数	更新基 準年数	使用期間 (年間)	経年化評価
戸頭配水場	2号配水池	1983	60	73	35	今後10年間更新の必要はありませんが、耐震診断をおこなう必要があるため、その結果により改修が必要となる可能性があります。
	3号配水池	1994	60	73	24	〃
藤代配水場	管理棟	1990	50	70	28	今後10年間更新の必要はないが、耐震診断をおこなう必要があり、その結果により改修が必要となる可能性。
	1号配水池	1990	60	73	28	〃
	2号配水池	1990	60	73	28	〃
利根配水場	管理棟	1977	50	70	41	内部に設置した設備のほとんどが耐用年数を大きく超えており、劣化も激しいことから、更新が必要となっています。
	1・2号配水池	1977	60	73	41	耐震性がなく、構造上の問題があることから、建替えが必要となっています。
	3・4号配水池	1983	60	73	35	〃
	布川配水場 (高架水槽)	1977	60	73	41	今後10年間更新の必要なし。
	早尾配水場 (高架水槽)	1977	60	73	41	〃

※平成29年度末時点の状況のため、既に更新した施設や更新中の施設があります。

(9) 配水設備の経年化及び更新状況(平成29年度末時点)

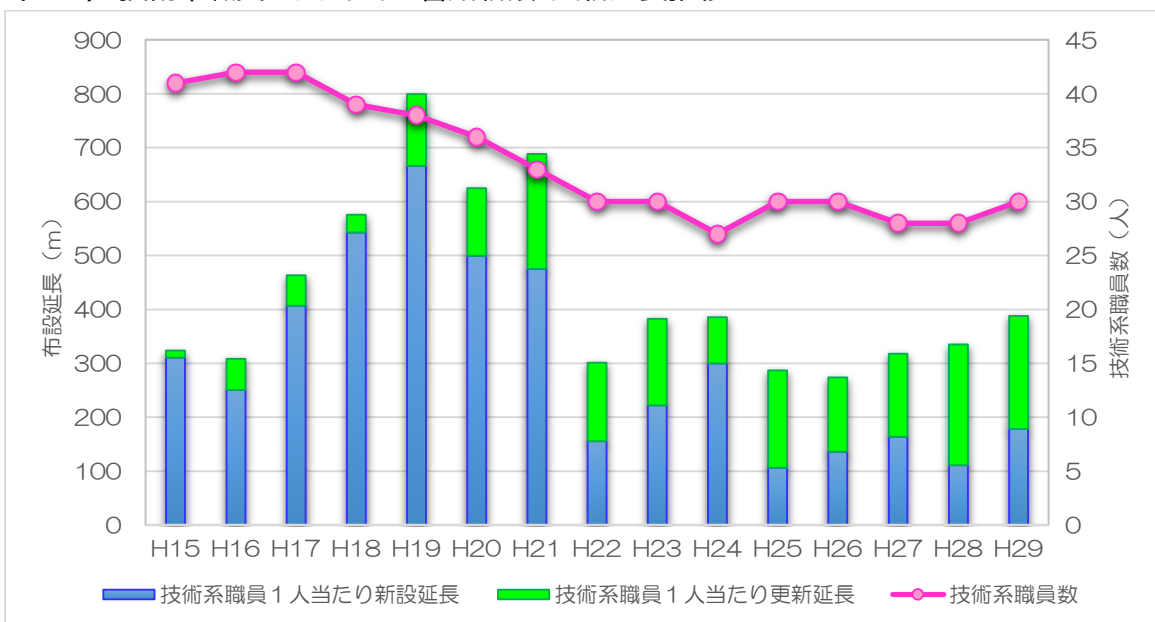
施設名称	主要設備	設置時期 (西暦)	耐用 年数	更新基 準年数	使用期間 (年間)	経年化評価
若柴配水場	滅菌設備	1964、1983	15	24	35~54	更新基準年数超過 1964年設置の設備は、2019年度更新予定
	配水ポンプ	1964、1982、 1998、2005、 2017	15	24	13~54	〃
	電気設備	1983~2012	20	25	35~54	更新基準年数超過
	自家発電設備	1982	15	25	36	更新基準年数超過 一部の設備を、2019年度更新予定
	計装設備	1964~2011	10	21	7~54	〃
牛久配水場	滅菌設備	2001	15	24	17	今後10年間更新の必要なし
	配水ポンプ	2010	15	24	8	〃
	電気設備	2008、2010	20	25	8~10	〃
	自家発電設備	2010	15	25	8	〃
	計装設備	2006、2010	10	21	8~12	〃
戸頭配水場	滅菌設備	2005	15	24	13	今後10年間更新の必要なし
	配水ポンプ	1983~2005	15	24	13~35	更新基準年数超過
	電気設備	1983、1997	20	25	21~35	〃
	自家発電設備	1983、1997	15	25	21~36	〃

施設名称	主要設備	設置時期 (西暦)	耐用 年数	更新基 準年数	使用期間 (年間)	経年化評価
戸頭配水場	計装設備	1997、2005、 2006	10	21	12~21	//
藤代配水場	滅菌設備	1988	15	24	30	更新基準年数超過 2020年度更新予定
	配水ポンプ	1988	15	24	30	更新基準年数超過 2019~2021年度にかけて更新予 定
	電気設備	2017	20	25	1	//
	自家発電設備	2018	15	25	0	//
	計装設備	2016	10	21	2	//
利根配水場	滅菌設備	2012	15	24	6	大規模更新にあわせて更新
	配水ポンプ	1976、1982、 1985	15	24	33~42	更新基準年数超過
	電気設備	1976、1996、 2011	20	25	7~42	//
	計装設備	1994、2011、 2012	10	21	6~24	//

※平成 29 年度末時点の状況のため、既に更新した設備や更新中の設備があります。

以上のように、配水池や建屋などの構造物については、耐用年数が長く、また耐震診断をおこなったうえで補強により延命化を図ることができますが、ポンプ設備や滅菌設備、電気計装設備などの設備関係については、既に多くが耐用年数や新たに設定した更新基準の年数を超えており、随時更新に取り組んでいる状況となっています。

(10) 技術系職員 1 人当たりの管路新設・更新延長推移



※ 技術系職員数には、配水管新設・更新部門以外の技術系職員を含む。

$$\text{技術系職員 1 人当たりの管路新設・更新延長 (m)} = \frac{\text{配水管路新設・更新延長}}{\text{損益勘定職員数}}$$

平成 18 年度以降、職員採用の抑制により、技術系職員数も減少を続けてきましたが、これに伴って配水管の新設工事を抑制したことや、様々な規制・基準の厳格化や設計・施工監理の複雑化などにより、管路新設・更新延長は低く抑えられた状況が続いてきました。

今後予定されている更新工事につきましては、軌道下推進工事や国道や県道、市町道の主要幹線道路、橋梁添架管や水管橋など、工事施工が困難な場所に埋設された配水管の更新が必要となっています。このような状況に立ち向かっていくに当たり、技術継承の停滞により監督職員の有資格者及び技術・経験が豊富な職員が少なくなっている状況を改善するため、職員育成や技術継承を進めることにより、技術系職員 1 人当たりの管路新設・更新延長の向上を図り、早急な更新事業の遂行を目指します。

4. これまでの主な取り組み

(1) 下水道料金賦課徴収業務の受託

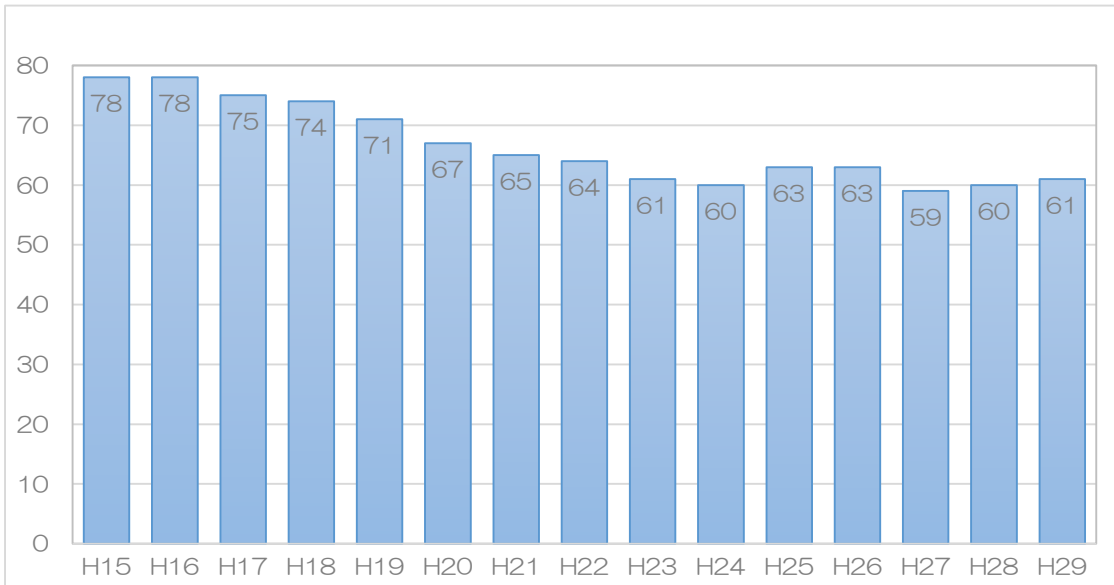
年度又は期間	負担金額 (税抜)	備考
平成 21 年度～平成 25 年度	91.42 円	
平成 26 年度	88.89 円	平成 26 年度に消費税率 5%から 8%への引き上げにより、実質的な負担金値下げ。
平成 27 年度～平成 30 年度	91.00 円	消費税率引き上げの影響を解消するため外税方式に改定。
令和元年度	113.35 円	徴収に必要な経費を応分に負担していただけるよう協議し改定。

それまで龍ヶ崎市、牛久市、取手地方広域下水道組合でそれぞれ賦課徴収をおこなっていた下水道料金について、平成 21 年度より、企業団でおこなっている上水道料金の賦課徴収業務に合わせおこなうこととなりました。

(2) 利根町水道事業の統合

項目	平成 23 年度	平成 24 年度	比較
給水戸数	90,681 戸	98,330 戸	+7,649 戸
給水人口	223,835 人	242,273 人	+18,438 人
年間総給水量	24,224,117 m ³	26,312,851 m ³	+2,088,734 m ³
年間総有収水量	21,159,590 m ³	23,008,018 m ³	+1,848,428 m ³
年間給水収益	4,361,487,290 円	4,806,082,440 円	+444,595,150 円

(3) 職員数の抑制



平成 18 年度頃から内部留保資金の枯渇が問題となってきたため、資金確保のため、経費の削減をおこなう必要性に迫られることとなりました。このような状況から、新規並びに更新事業の抑制をおこない、これに伴って職員の採用も抑制することとなりました。

また、その後の下水道料金賦課徴収業務による業務量の増加や、利根町水道事業の統合による事業拡大をおこないながら、それらに対応すべき職員数の増員をおこなわず、業務の効率化を図りながら、職員数の抑制を続けてきました。

しかしながら、現在、早急に取り組んでいかなければならない更新事業を進めていくに当たり、積算から設計、施工について高度化・複雑化している状況に対応するため、事業遂行のための職員数の確保が課題となっています。このような状況の中、団塊世代の大量退職による影響や、職員の経験不足が深刻化しており、職員育成や技術の継承が滞っていることにより、職員の量・質ともに低下傾向にあることから、問題解消の必要性に迫られています。

今後は、再任用制度を活用した経験豊富な再任用職員による若年職員への指導や技術継承、マニュアルの整備や各種研修制度の活用をし、職員レベルの向上を図り、個々の業務量を増やしていくことにより、必要な更新事業の遂行に臨んでいくことが、大きな課題となっています。